

令和8年度若者支援コンシェルジュ事業業務委託企画提案募集要領

1 事業目的

県内の若者（概ね40歳未満）たちが地域活動に関して気軽に相談できる総合窓口機能を設置することで、若者が持てる力を十分に発揮できる環境づくりを行い、若者たちの新たなつながりと広がりによる更なる地域の活性化を図ることを目的に、若者支援コンシェルジュによるサポート体制を構築する。

2 委託業務

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 令和8年度若者支援コンシェルジュ事業業務 |
| (2) 業務内容 | 令和8年度若者支援コンシェルジュ事業業務委託仕様書（基本仕様書）（以下「仕様書」という）のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |
| (4) 提案上限額 | 5,396千円（消費税及び地方消費税相当額を含む） |

3 応募資格及び失格事由

（1）応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ①山形県内に主たる事務所を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ④雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑤山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑦次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れる者。

⑧会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生及び再生の手続きをしていないこと。

（2）失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ①この要領に定めた資格・要件を具備していないとき。
- ②提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなどこの要領に適合しないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

（1）提出書類、期限、部数

提出書類	期限	部数
①企画提案参加申込書（様式第1号） ②事業者概要書（様式第2号）	令和8年2月26日（木）17時	1部
③企画提案書（様式第3号） ※記載事項は様式第3号別紙を参照ください。	令和8年3月6日（金）17時	6部

（2）提出先及び提出方法

- ・「10 担当部局」まで郵送又は持参により提出すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）に持参すること。

（3）その他

- ・企画提案に参加する事業者は①企画提案参加申込書及び②事業者概要書を提出期限までに必ず提出すること。提出期限までに提出のなかつた事業者の企画提案は受け付けない。
- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案はすべて企画提案書に記載し、様式第3号に添付して提出すること。
- ・企画提案書はA4判片面刷（多色仕上げ可）15ページ以内とし、横書き、縦置き左綴じ（ダブルクリップ留め）とする。
- ・各ページ下部に通し番号を印字し、目次を付けること。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込みA4判にして綴りこむこと。（この場合、A3判1枚につき2ページと換算する。）

5 審査方法について

提案のあった企画内容について、企画提案書による書類審査を行い、採用候補企画を決定する。なお、書類審査にあたり、提案者へ質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

審査結果については提案者全てに書面で連絡する。

各審査員の審査結果を集計し、平均点が60点以上の企画のうち点数の上位1者を最優秀提案者とし、審査委員の合議により最優秀提案者を選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。

企画提案者が1者の場合でも、審査員の評価結果（平均点数60点以上）により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を採用候補企画として選定する。

提案者が無い場合には、一旦、企画提案の実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うものとする。

6 審査項目、審査の視点並びに配点

審査項目ごとに採点し、合計100点満点で評価するものとする。

審査項目	審査の視点	配点
①実施方針	<ul style="list-style-type: none">・実施方針は、本事業の目的に合っているか・事業内容に関する理解度はあるか	10点
②企画 内容 ・ 実施 方法	<ul style="list-style-type: none">・総合窓口業務について、若者の利便性に配慮した相談受付及び対応方法となっているか・相談窓口の認知度向上及び利用者拡大のための工夫があるか・若者の交流の場のネーミング及びテーマは若者の関心を引くような内容となっているか・参加者を確保するための工夫があるか・「若者サポーター」の登録及び派遣について相談や希望に応じられる内容となっているか・「若者サポーター」の掘り起こしについて工夫があるか	10点
若者向け地域 活動ミニ情報 紙の作成	<ul style="list-style-type: none">・ミニ情報紙の掲載内容について、若者の関心を引くような工夫がなされているか・配付・設置先等に多くの人に手に取ってもらうための工夫があるか	10点
若者支援情報 の収集・提供業 務	<ul style="list-style-type: none">・行政や民間の支援制度に関する情報収集・提供に工夫がなされているか・県内の若者活動を把握し、広く若者に情報発信する工夫がなされているか・若者のニーズ調査は、県内で活動する若者が求める支援等のニーズを集めるための工夫やより多くの若者のニーズを調査できるような工夫がなされているか	10点
ウェブサイト 運用業務	<ul style="list-style-type: none">・ウェブサイトの運用は事業目的に合致し、若者に興味関心を与える内容となっており、アクセス数を増やすための工夫があるか・若者団体の情報を集約できるように改善や工夫があるか	10点
③事業効果測定等の実施	<ul style="list-style-type: none">・事業効果測定は、適切な方法となっているか	10点
④実施体制	<ul style="list-style-type: none">・企画内容を遂行できる実施体制があるか・業務に必要な知識、ノウハウ、経験等を有しているか・「やまがたスマイル企業」に認定されているか	10点
⑤経費総括	<ul style="list-style-type: none">・所要経費の積算は企画内容に関し妥当か・効率的に事業を行い、予算の範囲内での積算となっているか	10点
合計		100点

7 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 受付期間

令和8年2月19日（木）正午までとする。

（2）質問・問い合わせ方法

- ・企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案作成に関する質問書（様式第4号）」により行うこと。
- ・質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「若者支援コンシェルジュ事業への問い合わせ」として、「10 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

（3）質問・問い合わせへの回答

質問書への回答は、提案者（参加申込者）全てに電子メールで送付する。ただし、各提案者の独自企画に関わること、その他軽微なものなどについては、当該質問をした提案者のみへ回答する。

8 委託契約に係る基本事項

- （1）審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」という。）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- （2）最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が応募に関する事項の失格事由に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- （3）当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、この契約保証金は契約が支障なく履行された時には契約満了時に全額返還する。

なお、山形県財務規則第135条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

9 その他

- （1）企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書は返却しない。
- （3）提出書類は本件に係る事業企画の審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- （4）募集及び契約手続きについては、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合等、県の都合により停止することがある。
- （5）企画提案参加申込書（様式第1号）の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。

10 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

担当 当：青少年若者支援担当

所在地：〒990-8570 山形市松波2-8-1（県庁4階）

T E L：023-630-2727（直通）

F A X : 023-632-8238

電子メール : ywakamono#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。